

意見書、登園届について

保護者の皆様へ

認定こども園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぎ、一人一人の子どもが一日快適に生活できるように下記の感染症については、登園の目安を参考にかかりつけ医の診断に従い医師の記入する意見書、または保護者の皆様に記入して頂く登園届の提出をお願い致します。

病名	登園のめやす		
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	医師による意見書の提出をお願いします	
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで		
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過することすること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること		
風しん	発疹が消失するまで		
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで		
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで		
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血など主要症状が消退した後2日を経過するまで		
流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失していること		
百日咳	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること		
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111等）	医師により感染のおそれがないと認められていること		
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められていること		
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること		登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、保護者の皆様による登園届の記入及び提出をお願いします
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること		
手足口病	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること		
伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良いこと		
ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること		
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること		
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと		

医師による意見書がある場合でも登園の目安や全身状態から判断し、安全に生活ができないと判断した場合は園での預かりを断る状況があります。ご了承お願い致します。

「意見書」「登園届」はご自宅でコピーして使用してください。

この用紙はご家庭で保管してください